

# 妊婦のための支援給付

## 妊婦等包括相談支援事業のご案内



令和7年4月1日より、子ども・子育て支援法に「妊婦のための支援給付」が創設されました。浦添市では児童福祉法における「妊婦等包括相談支援事業」を効果的に組み合わせ、伴走型相談支援(身体的・精神的ケア)と、経済的支援として妊婦支援給付金を給付し、妊娠期からの切れ目ない一体化した支援を実施しています。

### 妊娠がわかったら

#### ① 妊娠の届出

親子健康手帳の交付

妊婦給付認定の申請

- ・妊娠届出書をもとに、妊婦さんと保健師等が面談します。

#### ★妊婦支援給付金(1回目)

胎児心拍確認後に申請可のため、主に妊娠届出時に申請します。  
妊婦給付認定後、5万円を給付します。

#### ② 出産前の

アンケート(及び面談)

- ・妊娠7~8か月ごろは出産準備や産後のことを具体的に考え始める時期になります。出産や子育てに向けての心身の準備状況や、お困りごとがないか等を一緒に確認したり、電話もしくははがき郵送にて近況をお伺いしています。安心して出産、赤ちゃんを迎えるため、必要と判断した場合は保健師等が面談します。

※保健師等面談について：母子モアプリでの面談予約または電話予約

### 出産したら

#### ③ 乳児家庭全戸訪問事業

(こんにちは赤ちゃん事業)

赤ちゃんが生まれたら、**新生児訪問(助産師訪問)の申請を**☎

- ・新しい生活に戸惑うことも多い時期です。助産師がご家庭を訪問し、赤ちゃんの体重測定や母乳育児支援など子育ての相談に応じます。里帰り先への訪問も調整可能です。

※申請期限：出生後から生後3か月未満

※期限までに申請がない場合は、母子保健推進員(地域の子育て応援団)の訪問になります。

胎児の数の届出

#### ★妊婦支援給付金(2回目)

新生児訪問時に給付金を電子申請できるQRコードを配布しますのでご自宅で給付金が申請できます。母子保健推進員(地域の子育て応援団)の訪問の場合は、別途窓口での申請が必要です。【予約制】  
妊娠した子どもの人数×5万円を給付します。

※出産予定日8週間前の日以降から届出可

## 【申請方法】

来所での申請は予約制です。

下記の申請時に必要なものを確認し、申請予約をお願いします。

## 【申請時に必要なもの】

- ・妊娠を確認できる書類(親子健康手帳など)
- ・申請者(妊婦)本人を確認できる顔写真付きの書類  
(マイナンバーカードや運転免許証、在留カードなど)
- ・受け取り口座の通帳やキャッシュカードの写し



## 【予約方法】

- ・母子モアプリから予約
- ・電話予約



## 【申請期限】

- 1 回目給付: 妊娠が確定した日から 2 年間を経過した日の前日まで
- 2 回目給付: 出産予定日の 8 週間前の日から 2 年間を経過した日の前日まで

※期限によらず早めの申請をお願いします。

## 【振り込みについて】

不備等ある場合を除き、申請後、1 か月程で指定口座に振り込みます。



## 【注意事項】※必ずお読みください

- ・申請書類は記入漏れの無いようご注意ください。記入漏れや添付書類不備があると申請は受理できません。
- ・給付金受取口座は、妊婦(産婦)名義のみとなります。夫や子の名義の口座で受け取りはできません。
- ・妊娠が継続しなかった場合も給付対象となります。
- ・妊娠中に転出した場合は、転出先で再度妊婦給付認定が必要になります。
- ・他市町村で給付済みの方は対象外です。二重支給が発覚した場合は、返還請求をします。

## 《問い合わせ先》



浦添市 こども家庭センター (こども家庭課 母子保健係)  
☎ 090-9803-7185 ☎ 098-876-6825  
受付時間: 9:00~12:00、13:00~16:00 (土日祝除く)

